

「自治基本条例手引き（解説）」の改正案

解説の改正が必要な箇所	理由	改正の方向性・ポイント
第 18 条 総合計画等 (手引き P.18)	総合計画の基本構想の策定が義務ではなくなった一方で、地方版総合戦略の策定が推進されるようになったことから、どちらにも対応できるようにするため。	地方版総合戦略につき、「基本構想及び基本計画」と同等のものであり、これに読み替えることができることを明示する。
第 22 条 行政評価 (手引き P.23)	市民参画による評価をし、改善につなげるには事業等の進行状況と成果が市民に分かりやすく公表される必要があるため。	行政評価を行うにあたって、事業等の進行状況と成果を市民に分かりやすい方法で公表することを明示する。
第 27 条 危機管理 (手引き P.28)	新型コロナウイルス感染症の流行により感染症の脅威に関心が高まっており、それに対応できるようにするため。	対象となる「災害等」の定義に新型コロナが含まれることを示した上で、求められる「災害等」への対応の中身についても、新型コロナ対応としての「外出自粛」などが含まれることを明示する。
	「共助」と共に、「互助」という考え方も大事であるため。 ※「互助」=家族や隣近所での助け合い。 ※「共助」=自主防災組織や地域コミュニティ単位での助け合い。	「共助」を「互助・共助」に変更する。
全般	個別の課題に対しては、議会基本条例や男女共同参画推進条例等の既存の条例があることが市民に意識されていないようであり、条例の理解を促すため。	関連する条例等を記載した上で、個別分野の具体的な取り組み推進については、これらの関連条例等を通じて行っていくべきものであり、自治基本条例それ自体は個別政策分野のあるべき方向性を示したり、それを直接推進したりするためのものではないことを明記する。